

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 中小企業者向け有期限の主な優遇税制

中小企業者

中小企業者とは、次に掲げる法人をいいます。

1) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人（下記を除きます。）

- ・ 中小企業でない法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を所有されている法人
- ・ 2以上の中小企業でない法人に発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を所有されている法人

2) 財団・社団法人など資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

適用期限がせまる中小企業者向けの優遇税制

	優遇税制	適用対象資産	適用期限	適用条件
中小企業等投資促進税制	<特別償却> 取得価額×30% <税額控除> 取得価額×7%	・ 機械装置で、1台の取得価額が160万円以上のもの ・ 測定工具及び検査工具で、1台の取得価額が120万円以上のもの ・ ソフトウェアで、一の取得価額が70万円以上のもの	2019年3月31日までに事業の用に供した場合	—
商業・サービス業等活性化税制	<特別償却> 取得価額×30% <税額控除> 取得価額×7%	・ 器具備品で、1台の取得価額が30万円以上のもの ・ 建物附属設備で、一の取得価額が60万円以上のもの	2019年3月31日までに事業の用に供した場合	経営革新等支援機関等による指導等を受けることが必要
中小企業等経営強化税制	<即時償却> 100%の即時償却 <税額控除> 取得価額×7%～10% <固定資産税の減免> 3年間半分に軽減	・ 生産性向上設備 ・ 収益力強化設備	2019年3月31日までに事業の用に供した場合	経営力向上計画の認定を受けることが必要
所得拡大促進税制	<税額控除> 雇用者給与等支給増加額×15%～25%	—	2018年4月1日から2021年3月31日までの間に開始する各事業年度	継続雇用者給与等の総額が前年比1.5%以上であること

お見逃しなく！

2019年4月1日以後開始事業年度より、過去3年間の平均所得が15億円を超える中小企業者については、中小企業者向け優遇税制の適用が受けられなくなります。